

消費税増税に伴うお知らせ

令和元年 10 月 1 日から消費税率が 8%から 10%に引き上げられることに
伴い、当院の個室差額料金、予防接種
料金、文書料など消費税法により課税
対象になっている料金についても、消
費税率 10%として計算いたしますので
お知らせします。

何卒ご理解を賜りますようお願いい
たします。

公立藤田総合病院長